

子ども手当に関するお知らせ

～忘れていませんか？認定請求手続き～

平成23年10月分からの子ども手当の支給を受けるためには、認定請求手続きが必要です。

認定請求書の提出期限は「平成24年3月30日」までです。期限を過ぎると平成23年10月分から平成24年3月分までの子ども手当の支給を受けることができません。

すでに、認定請求手続きが終了し、受給資格を確認できた方には、「子ども手当認定通知書」を送付しています。まだ、認定請求手続きをしていない方は、お早めに行ってください。



手続きについて

平成23年10月からの子ども手当を受給するには、これまで子ども手当を受給していた方も含め、支給要件に該当するすべての方が、下記窓口（公務員の場合は勤務先）に「認定請求書」を提出することが必要です。

①平成23年10月1日において現に支給要件に該当している方

→平成24年3月30日までに認定請求を行うと、平成23年10月分から手当を受給できます。

②平成23年10月1日から平成24年2月29日までの間に支給要件に該当した方

→平成24年3月30日までに認定請求を行うと、支給要件に該当した日の翌月分から受給できます。

※平成23年10月1日以降に他の市町村へ転居したときは、転出後の市町村へ認定請求手続きが必要です。手続きが遅れると、遅れた月分の手当が受けられなくなりますので注意してください。

※平成23年10月1日以降に出生などにより支給の対象となる子どもが増えたときには、額改定認定請求手続きが必要です。この場合、額改定認定請求手続きをした日の属する月の翌月分から子ども手当の額が増額されますので、手続きが遅れないよう注意してください。

■問い合わせ／役場住民課社会福祉係（1階②番窓口☎485-2111内線122）

標茶町健康づくり

講演会のご案内

標茶町保健推進委員会では、健康に関する講演会を行っており、今回は、食生活の視点から血管を若く保つコツについて学びます。みなさんの参加をお待ちしています。

■日時／2月9日(木)、

午前10時30分～正午

■場所／ふれあい交流センター

■内容／講演「血管を若く保つ食事について～動脈硬化の予防～」

■講師／釧路短期大学

准教授 前田涼子氏

■問い合わせ／保健推進委員会事務局
[ふれあい交流センター健康推進係]
(☎485-1000)

国民年金保険料



口座振替で前納すると

おトクです!

保険料の納付は、支払いの手間や時間が省ける「口座振替」が便利です。

当月分保険料を当月末に口座から引き落としすると月々50円割引される早割制度や、現金納付するよりも割引額が多い6カ月前納・1年前納があります。

（口座振替による前納は2月末までに申し込みください）

■申し込み・問い合わせ／

- ・役場住民課年金保険係（1階④番窓口☎485-2111内線129）
- ・釧路年金事務所（☎0154-22-5810）

常設保育園・へき地保育所入園(所)園児募集

本町では、4月1日から入園(所)する常設保育園とへき地保育所の園児を募集します。

■入園(所)対象／常設保育園(みどり、さくら、すみれ、ひまわり、たんぽぽ)は1歳以上、へき地保育所(ひしのみ、沼幌、阿歴内)は原則として2歳以上で、その家族が次の基準に該当し、同居の親族や他の方がその児童を保育することができないと認められる場合

※みどり保育園では0歳児保育を実施しています。

■入園(所)基準／

- ①昼間自宅で常に働いている。
- ②昼間に外で働いている。
- ③妊娠・出産のため、保育ができない場合(出産予定日の前後2カ月程度)。
- ④病気やけがをしているまたは精神的・身体的に障がいがある。
- ⑤長期にわたり同居の親族の介護をしている。
- ⑥震災、風水害、火災、その他の災害の復旧にあたっている。

■保育料／入所する幼児と生計を同一とする父母およびそれ以外の扶養義務者(家計の主宰者である場合に限る)の前年度市町村民税、前年分所得税に基づき年齢に応じて決定されます。

■提出書類／

- ・入園(所)申請書
- ・雇用証明書(父、母)※常設保育園のみ必要となります。
- ・平成23年分給与所得の源泉徴収票または確定申告書の写し「入所する幼児と生計同一とする父母およびそれ以外の扶養義務者(家計の主宰者である場合に限る)分」

※常設保育園・一時保育のみ必要となります。

※源泉徴収票の写しを提出した後に確定申告をした場合は、確定申告書を提出してください。

④例)祖父母と同居して祖父が確定申告を行い、父母が専従者給与を受けている場合は、祖父の確定申告書の写しと父母の源泉徴収票の写しが必要となります。

■受付期間／

- ・常設保育園…2月1日(水)～22日(水)
- ・へき地保育所…2月1日(水)～15日(水)



■受付場所／役場住民課社会福祉係、各公民館、各常設保育園・へき地保育所
※常設保育園では、早朝保育・延長保育の申請も受け付けています。また、へき地保育所である、ひしのみ保育園では、早朝保育に限り受け付けています。

○常設保育園

- ・通常保育時間…午前8時～午後5時30分
- ・早朝保育…午前7～8時
- ・延長保育…午後5時30分～6時

○へき地保育所

- ・通常保育時間…午前8時30分～午後4時30分
- ・早朝保育…午前7時～8時30分(ひしのみ保育園)

一時保育利用者受付

本町では、4月1日から一時保育を利用する方を受付します。

■対象児童／保育園で保育が可能な原則1歳以上の幼児

■利用基準／家庭で一時的に育児が困難な場合(保護者の疾病・入院、育児疲れ解消など理由は問いません)

■利用日数／月に最大7日間

■保育料／利用する幼児と生計を同一とする父母およびそれ以外の扶養義務者(家計の主宰者である場合に限る)の前年度市町村民税、前年分所得税に基づき年齢に応じて決定されます。

■実施施設／常設保育園5カ所およびひしのみ保育園

■受付期間／2月1日(水)～22日(水)

■受付場所／役場住民課社会福祉係、各公民館、各常設保育園・ひしのみ保育園

※一時保育は、上記のとおり受付期間を設けていますが、申請は随時受け付けています。

■問い合わせ／役場住民課社会福祉係(1階②番窓口 ☎485-2111 内線131)